

# 学校いじめ防止基本方針

大分県立佐伯鶴城高等学校

## 1 基本方針（基本方針策定の意義と内容）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。  
（「いじめ防止対策推進法」第一条）

いじめの問題への対応は学校教育活動における最重要課題の一つであり、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することと共に、保護者や関係機関等の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめに対しては、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る」との認識の共有の下、いじめの『未然防止』・『早期発見』に努め、『組織的な対応』で『早期解決』を図ることが重要である。

- 基本方針の骨子
- ① 「いじめの未然防止」（未然防止のための取組等）
  - ② 「いじめの早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
  - ③ 「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）
  - ④ 「いじめ防止委員会の設置」（基本方針の策定ならびにその方針に従っていじめ防止等の対策と重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う）

## 2 いじめとは

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
（「いじめ防止対策推進法」第二条）

⑩一定の人間関係・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

⑩物理的な影響・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。

### （2）いじめに対する基本的な考え方

#### ①教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。だから、見ようとしなければ見えてこない。

- ・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめが起きたことによって、学校や教職員の指導力が問われるのではない。問われているのは、早期の気づきと迅速な対応、そして、いじめ問題を通じて生徒たちに何を育もうとしたかにある。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

② いじめは、「被害者（いじめを受けている生徒）」と「加害者（いじめている生徒）」という二者だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたり見て見ぬふりをしている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。このいじめの集団構造を見抜き、「観衆」・「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

③ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であるが、特定の教職員のみで判断することなく、「いじめ防止委員会」等を活用し、組織的に行うべきである。

### （3） いじめの様態

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる</li> <li>・仲間はずれ、集団による無視をされる</li> <li>・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする</li> <li>・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする</li> <li>・金品をたかられる</li> <li>・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする</li> <li>・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする</li> <li>・パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる</li> </ul> |
|---|

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産について重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることが必要である。

## 3 いじめの防止の基本的な方向と取組

### （1） 指導体制、組織体制

#### ① 指導体制

- ・生徒に関する情報を全職員で収集したうえで共有し、現状と課題を確認する
- ・指導における具体的な行動基準を確認する
- ・報告、連絡、相談を確実に言い、組織的に対応する
- ・随時、取組を見直し、軌道修正をする

## ② 組織体制

### ◎ 「いじめ防止委員会」の設置

いじめ防止委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

### ◎ 「いじめ防止委員会」の役割

- (1)基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- (2)いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3)いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有を行う役割
- (4)いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に行うための中核となる役割

### ◎ 「いじめ防止委員会」の取組

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・配慮を必要とする生徒への支援
- ・いじめ防止、解決に係わる資料を集め、活用方法を紹介
- ・年間指導計画の作成
- ・情報モラルに関する指導法の充実、改善
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・対応に関する具体的方策の策定

### ◎ 「いじめ防止委員会」の構成委員

校長、教頭、生徒指導主任、保健・教育相談主任、(人権教育主任)、養護教諭、学年主任、関係HR担任、関係部顧問

## (2) 年間指導計画

月	指導計画	教職員研修等
4月	教育合宿(1年) 面接週間 いじめ防止委員会	職員研修(基本方針確認)
5月	P T A総会	
6月	人権L H R	職員研修(人権学習)
7月	学年P T A 個人面談 平和学習 いじめアンケート調査	
8月	家庭訪問	職員会議
9月	鶴城祭文化の部	職員研修(カウンセリング研修)
10月	人権L H R	
11月	学年P T A 個人面談 生活実態アンケート調査	
12月	修学旅行(2年) ネット安全教室 いじめアンケート調査	
1月		職員会議
2月	人権L H R いじめ防止委員会	職員研修(検証と見直し)
3月	合格者登校日にガイドブック配布(新入生・保護者用)	

## 4 いじめ防止のための措置

### (1) いじめの予防（未然予防）

規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加する「学びの環境」が保障され、すべての生徒たちが自己肯定感と自己有用感を体感できる学校風土にあることが、未然防止につながることは言うまでもない。

#### ① 「自治」の体現を図る

- ・自主的、自律的な学習態度の育成
- ・自己管理能力およびストレスに適切に対処できる力の養成
- ・豊かな情操と深い教養につながる読書の奨励

#### ② 「信愛」の体現を図る

- ・あいさつの意味、重要性の体感
- ・ルール、マナーを考えて生活を送る習慣の徹底
- ・地域に愛される鶴城生として行動する

#### ③ 「剛健」の体現を図る

- ・自他を大切にし、心身共に健全な生徒の育成
- ・学校行事、部活動、ボランティア活動を通して自己有用感の獲得
- ・人権感覚を向上させ、いじめを生じさせない、許さない学校風土の創造

#### ④ 人権教育の推進

- ・人権LHRおよび人権講演会の実施
- ・情報モラル教育の充実

#### ⑤ 教育相談の充実

- ・個人面談の実施
- ・あらゆる場面での「声かけ」の実施

#### ⑥ 教職員の資質向上

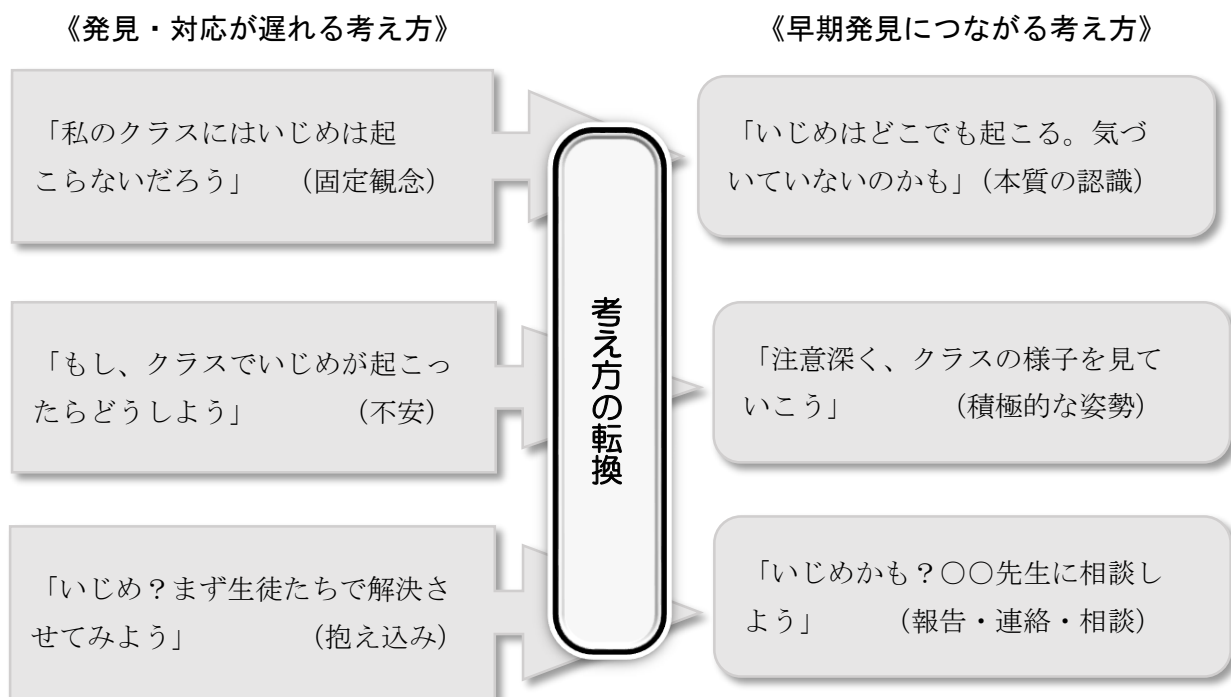
- ・いじめに対する認知力、対応力向上のための校内研修の実施
- ・カウンセリング力向上をめざした教育相談研修会及び関係機関との連携の充実
- ・わかる授業の実践

#### ⑦ 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知（HP等で広報）
- ・保護者に対していじめ問題に関する正しい理解の普及、啓発（学年通信や学級通信、その他、分掌からの通信等を使って）

## (2) 早期発見（手立て）

いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている。また、いじめられている生徒からの訴えでいじめ事象が発覚するケースは少ない。それはいじめられている生徒には、親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、などの心理がまず働くからだとされている。ならば、本人からの訴えをただ待つ事後対応するのではなく、大人（教職員）が考え方（発想）の転換を図って、早期発見につなげ、いじめの芽を初期の段階で摘み取らなければならない。そのためには、生徒たちや学級の様子を知るべく、教職員の気づきが大切である。生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく、すなわち「アンテナを高く保つ」ことが求められている。



### 些細な変化に気づく → 気づいた情報を確実に共有 → 速やかに対応

#### ① 観察力を発揮し、生徒の些細な変化に気づく

- ・あらゆる場面でおこなう生徒への「声かけ」
- ・課題等提出物や学級日誌、システム手帳、清掃活動を通して生徒や人間関係を理解する
- ・保護者や友人、知人からの情報収集

#### ② いじめアンケート（記名式）の実施

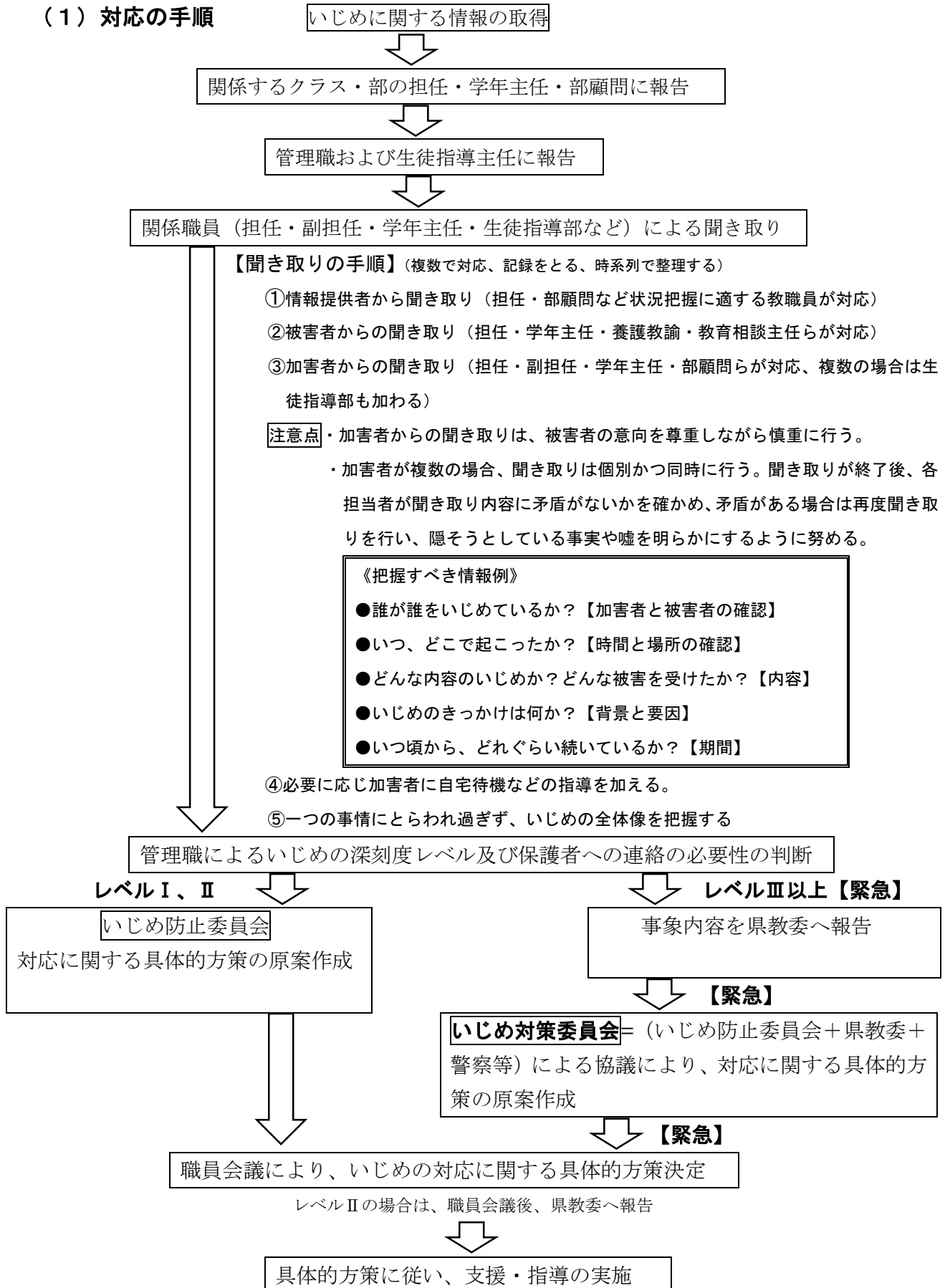
- ・早期発見、対応のために年2回実施

#### ③ 相談体制の充実

- ・校内いじめ相談窓口（教頭）の設置
- ・各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル、チャイルドラインおおいた等）の周知
- ・自治体福祉関係部署との連携

## 5 いじめの対応

### (1) 対応の手順



いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する、蹴る、叩く、足を掛ける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等の実害発生、いじめによる不登校、転校を保護者・本人が検討
レベルⅤ	万引き強要、怪我を伴う暴力、恐喝、窃盗、強姦、PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

## (2) 被害者、加害者、友人、知人（観衆・傍観者）、保護者への具体的な支援・指導

※報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

### ① いじめられている生徒への支援・指導

◎担任、学年主任、養護教諭、保健・教育相談主任等が対応

教師の対応	共感的に受け止めている姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと</li> <li>・安全配慮が不十分であった場合の謝罪</li> <li>・プライバシーの保護に十分配慮すること</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況（通院の有無、診断結果等）</li> <li>・金品の被害状況（金額、回数、日時等）</li> <li>・SNS等を利用した中傷の有無（あれば書き込みをプリントアウトして確認）</li> <li>・教室内の居場所の有無、ない場合は居場所の確保を支援</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> <li>・警察への被害申告の意志</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発の可能性や潜在性の有無</li> <li>・PTSD、自殺危険度のアセスメント</li> </ul>

### ② いじめている生徒への指導

◎担任、副担任、学年主任、部顧問、生徒指導部等が対応

教師の対応	毅然とした態度で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは人間として許されない卑劣な行為であること</li> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させる</li> <li>・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける</li> </ul>

### ③ 友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援

#### ◎担任、学年主任・生徒指導主任等が対応

教師の対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆、傍観者はいじめを助長し、肯定していること</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の了解を得たうえで、一同を集め、自分たちのいる場所でいじめが起きていたことの重大さを説き、そのときの自分たちの行動が適切だったのかを考えさせる。そのうえで、いじめを許す集団であってはならないことを自覚させる</li> <li>・観衆、傍観者から、止めに入る「仲裁者」や否定的な反応を示す「抑止者」になれば、いじめる側への抑止力になり、いじめを減らすことができることを理解させる</li> <li>・必要であれば、緊急のクラスPTAもしくは部の保護者会を開き、いじめの概要や今後の方針について説明を行い、各家庭に協力をお願いする</li> </ul>

### ④ いじめられた生徒の保護者への支援

教師の対応	家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全配慮が不十分であった場合の謝罪</li> <li>・徹底して守り通すことや秘密を守ること</li> <li>・安心して学習その他の活動に取り組むことができるように環境の確保を図ること</li> <li>・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供すること</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じ、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察経験者など外部専門家の協力を得ること</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行っていく</li> </ul>

### ⑤ いじめた生徒の保護者への支援

教師の対応	迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めること</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態のケースは、警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとること</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく</li> </ul>



## 6 ネットいじめへの対応

- ・インターネットの特殊性による危険を十分理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
- ・未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組が不可欠である。
- ・早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話、スマートフォン等の使い方の変化など、いじめの被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者との連携が必要である。
- ・ネットいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

### (1) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

#### ① 保護者に伝えたいこと（PTA、通信等で）

- ・生徒たちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭においても生徒たちを危険から守るためにルールづくりを行うこと、特にスマートフォン等を持たせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するというスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つ。
- ・「ネットいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識する。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

#### ② 学校が行う情報モラルに関する指導のポイント

- ・インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえたうえで、次のポイントを押さえた指導を行う

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、人として許されない卑劣な行為であること</li><li>② 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること</li><li>③ 書き込みが悪質の場合は、犯罪となり、警察に検挙されること</li></ul> |
|---|

### 【インターネットの特殊性】

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名の書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

### 【生徒たちが陥りやすい心理】

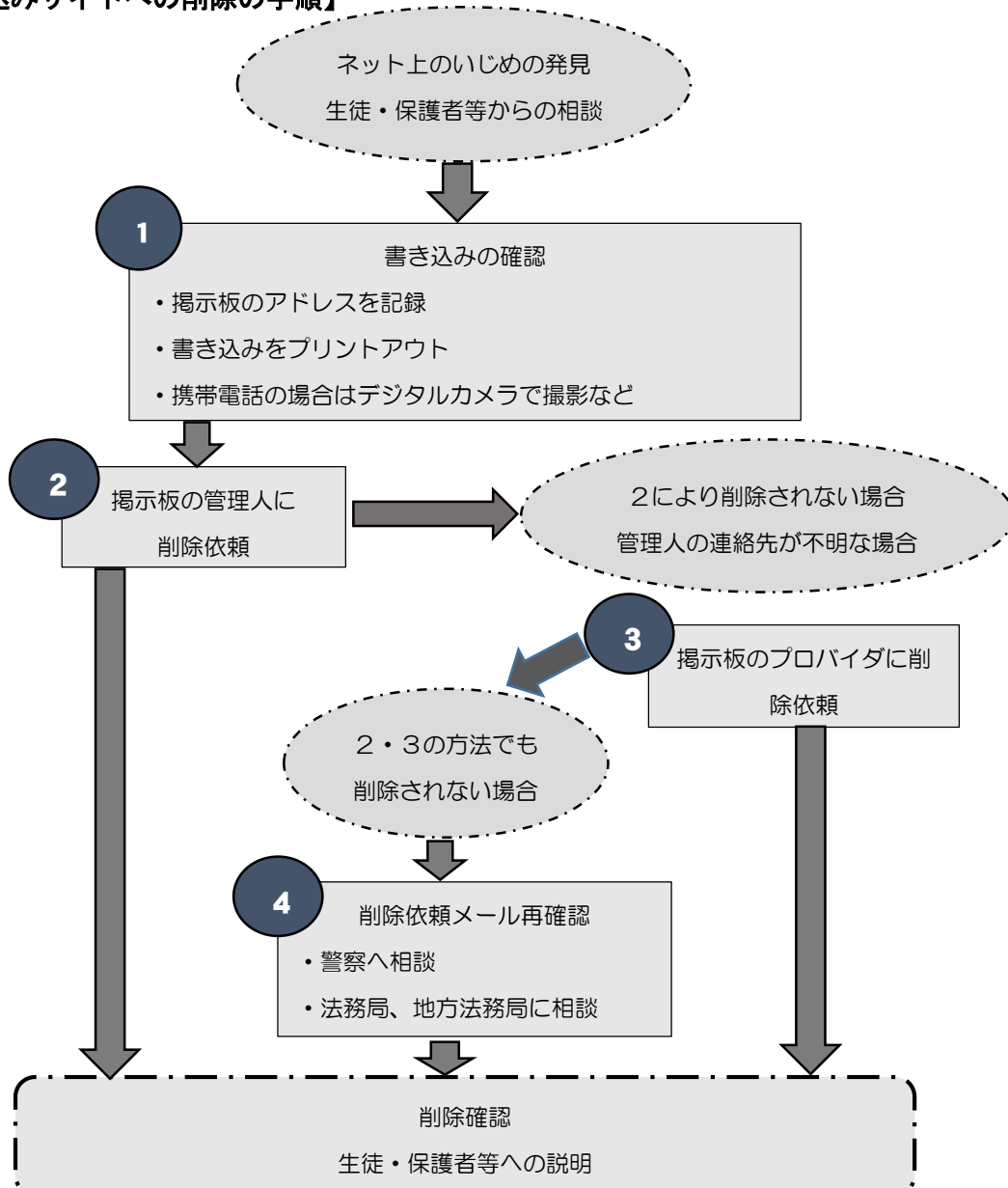
- ・匿名で書き込みをしたら自分だとわからないはず……
- ・誰にも気づかれず、見られていないから……
- ・あの子がやっているから……、友だちもやっているから……
- ・動画共有サイトで目立ちたい……

## (2) ネットいじめへの対応

### ① ネット上の書き込みや画像等への対応

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある

#### 【書き込みサイトへの削除の手順】



## ② 被害生徒への対応

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行うとともに、いじめられた生徒を守り通すことが重要。
- ・担任一人が背負うのではなく、「いじめ防止委員会」を中核として組織的に対応することが重要。

## ③ 加害生徒への対応

- ・加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、安易に加害者と決めつけず、起こった背景や事情について綿密に調査するなど適切な対応が必要。
- ・粘り強い指導を継続するとともに、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合もあるので、その場合には、加害生徒に対するカウンセリング等を行う。

## ③ 全校生徒への対応

- ・個人情報保護のなど十分配慮したうえで、全校生徒に加害者にも被害者にもならないようにするため、賢い利用者であるよう指導する。
- ・掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷の書き込みを発見した場合は、教職員や保護者に相談するよう指導する。

## ④ 保護者への対応

- ・被害生徒の家庭に迅速に連絡し、家庭訪問等を行い、保護者との話し合いの機会を持つ。その際、学校の対応説明し、その後の対応については相談しながら進める。
- ・加害生徒が明らかな場合には、その保護者に対しても再発防止のために家庭での携帯電話、スマートフォンやインターネット利用の在り方について説明を行う。

## (3) チェーンメールの対応の指導のポイント

- ・チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねることもあるので絶対に転送しないこと。
- ・転送した内容によっては、自分自身も「ネットいじめ」の加害者になること。
- ・チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ・チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ・チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなどの大変危険なサイトにつながる場合がある。

## (4) ネットいじめ等相談窓口

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| ・大分県教育センター教育相談部電話相談 097-503-8987   | ・サイバー犯罪対策室（県警）097-536-2131 |
| ・子ども人権110番（大分地方方法務局）0120-007-110   |                            |
| ・大分県教育委員会24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310  | ・生徒指導推進室 097-506-5543      |
| ・ネットいじめ相談窓口（大分県教育委員会） <a href="mailto:no-ijime@pref.oita.lg.jp">no-ijime@pref.oita.lg.jp</a> |                            |
| ・ネットあんしんセンター（財）ハイパーネットワーク社会研究所内 097-533-4155   |                            |

## 7 重大事態発生時の対応

### 重大事態とは

- ① **いじめられている生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い**
  - ・生徒が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発病した場合
- ② **いじめられている生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い**
  - ・年間30日の欠席を目安
  - ・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ③ **生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申立があった場合**

#### (1) 重大事態の発生報告



学校→学校の設置者（大分県教育委員会）→大分県知事

#### (2) 調査の主体判断



学校が調査主体となる場合は、学校に置かれた「いじめ防止委員会」を母体とし、事態の性質に応じて公平性、中立性の確保のため、また、専門的意見を求めるため、「いじめ防止委員会」にスクールカウンセラー、教育委員会（いじめ解決支援チーム）、警察（スクール・サポーター）、医療機関、弁護士等を臨機応変に加え、「いじめ対策委員会」を組織し、調査を行う。

#### (3) 重大事態の調査結果報告



- ① 学校→学校設置者（大分県教育委員会）→県知事
- ② 希望に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

#### (4) 重大事態の調査結果の提供、説明責任



- ① 学校又は学校設置者（大分県教育委員会）は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任がある。
- ② 生命又は身体の安全がおびやかされたような重大な事案が発生した場合は、学年及び学校のすべての保護者に説明する是非を校長が判断し、必要があれば被害者またはその保護者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。事案によってはマスコミ対応も考えられる。対応窓口（教頭）を明確にし、誠実な対応に努める。

#### (5) 調査結果を踏まえたいじめ解決への指導・支援

「いじめ対策委員会」が作成した指導・支援の具体的方策の原案を職員会議に諮り、決定次第全職員で支援、指導を開始する。被害者がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となるまで継続指導、経過観察を行う。